

《 資 料 4 》

用語の説明

【か行】

地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
区政会議	基礎自治に関する施策等について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
子育てサロン	地域に住んでいる子育て中の親子が、自由に遊び、出会い、交流する場です。子育てに関しての情報交換もできます。民生委員・児童委員、主任児童委員など地域のボランティアが地域の会館で行っています。
コミュニティ ソーシャルワーカー (CSW)	地域福祉コーディネーター(つなげ隊)等から報告を受けた解決困難な事例の個別相談・援助・支援や地域福祉活動の推進等を行います。また、地域有償ボランティア活動(あいまち)の事務局機能を有し、新たな担い手の発掘・育成の取組みなども行なっています。(住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業)

【さ行】

社会的孤立	家族・地域社会との接触が少なく、介護保険や生活保護などの必要な行政サービスを受けておらず、社会的に孤立している状態を指します。
社会福祉協議会	地域福祉を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。地域に暮らす区民や、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指しています。
障がい者基幹相談支援センター	障がいがある方やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行います。障がい者虐待に関する通報届出の窓口や、地域に密着したシステム構築のための中心的な役割を担い、指定相談支援事業所等の後方支援等を行います。
相対的貧困率	世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額を下回る者の割合を言います。

【た行】

地域活動協議会	小学校区等地域ごとにある豊かな「つながり」と「きずな」を活かして、「自らの地域のことは自らの地域が決める」という基本のもと、新しい地域社会づくりを進める、自律的な地域運営の仕組みです。
地域福祉 コーディネーター (つなげ隊)	地域の生活課題の早期発見や日常生活を通じた相談・支援、地域のふれあい員等と連携し地域福祉活動の推進などを行います。区内12地域に各1名配置。(住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業)
地域包括支援 センター	介護や福祉に関する地域の総合相談窓口で、保健師や看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職がいます。介護予防ケアプランの作成やサービスを利用するためのお手伝いをしたり、介護や福祉のことに関し地域の人からの相談に応じたり、地域の人とともに高齢者を支える地域づくりを進めたりするほか、成年後見や虐待防止などの高齢者の権利を守る取り組みなど、様々なかたちで地域の高齢者の生活を支える業務をします。

【な行】

認知症	正常に働いていた脳の機能が低下し、記憶や思考への影響がみられる病気です。物忘れ・憂うつ・被害妄想・話が通じなくなる・お金の勘定ができなくなるなどの症状がみられます。
-----	--